

大津市立青山小学校PTA会則

第1章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 この会は、青山小学校PTA(以下、本会という)と称し、事務局を青山小学校に置く。

(目的)

第2条 本会は、保護者と教職員が協力して児童の健全な育成を図るとともに、家庭・学校・地域社会の教育環境の充実及び向上に努めることを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 家庭と学校が密接に連携する活動を行う。
2. 児童の健全育成のための活動を行う。
3. 会員相互の親睦を深め、教養を高めるための活動を行う。
4. その他、教育上必要な活動を行う。

(方針)

第4条 本会は、次の方針に従って活動する。

1. 児童の教育及び福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 教育を本旨とする自主独立の団体として、いかなる支配干渉も受けない。
3. 特定の政党、宗教に偏することなく、公正中立の立場を貫く。

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員となることが出来るものは、次のとおりとする。

1. 青山小学校に在籍する児童の保護者。
2. 青山小学校に勤務する教職員。

(権利及び義務)

第7条 本会員の権利・義務は、次のとおりとする。

1. 会員はすべて平等の権利と義務を有する。
2. 会員は、会費を納めるものとする。
3. 会員は、スクールガード青山の会員を兼務する。

第3章 役 員 及 び 委 員 と 任 務

(役員)

第8条 本会に、次の役員を置く。

1. 会 長 1名(保護者)
2. 副会長 2名(保護者2名)
3. 参 与 1名(青山小学校長をもってあてる)
4. 庶 務 4～5名(保護者3名、教職員1～2名)
5. 会 計 3名(保護者2名、教職員1名)

(委員)

第9条 本会に、次の委員を置く。

1. 地域委員 各地域より若干名。ただし、選出人数は、別に細則で定める。
2. 学年委員 委員の人数は別に細則で定める。ただし、たんぼぼ学級については、交流学級に包含するものとする。

(役員の仕事)

第10条 本会の役員の仕事は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が仕事を遂行できないときは、これを代行する。
3. 参加は、各会議に出席し、意見を述べることができる。
4. 庶務は、会議の記録並びに会の運営に伴う事務を処理する。
5. 会計は、本会の会計事務を処理する。

(委員の仕事)

第11条 本会の委員の仕事は、次のとおりとする。

1. 地域委員は、各地域における会員相互の密接な連携を図るとともに、懇談会を必要に応じて開催し、地域の保護者の子育てに関する情報交換や研修等を行い、教育力の向上に努める。また、本会の円滑な運営に協力する。
2. 学年委員は、広報部、厚生部、教養部に所属され、会員相互の連携を図り、保護者の子育てに関する情報交換や研修等を行い、教育力の向上に努める。また、本会の円滑な運営に協力する。

第4章 役員及び委員の選出

(役員を選出)

第12条 本会の役員を選出方法は、次のとおりとする。

1. 本会の会長、副会長、庶務(教職員は除く)、会計(教職員は除く)の選出は、毎年10月末までに次年度役員立候補を3日間募り、前記の役職についてそれぞれ定数を越えた立候補者がいる場合は、会員による選挙または立候補者による話し合いを実施する。
2. それぞれの役職への立候補が定数以内の場合は、会員の信任を問うこととする。
3. 立候補により定数が満たない場合は、本会の役員は役員候補者推薦委員会によって推薦され、会員の信任を問うこととする。なお、推薦の前に、再度の立候補を募ることができることとする。
4. 信任投票は、毎年3月末までに実施し、投票総数の過半数をもって信任されたものとする。
5. 役員において欠員が生じた場合、欠員に該当する役員立候補を3日間募り、複数の立候補がある場合には会員による選挙を実施する。ただし、立候補者がいない場合には、同条第2、第3項に準じ信任する。

第13条 役員候補者推薦委員会は、別に細則で定める。

(委員を選出)

第14条 本会の委員を選出方法は、次のとおりとする。

1. 地域委員の選出は、毎年、前年度3月末までに実施するものとする。
選出に際し、各地域において立候補を募る事ができる。立候補により定数が満たない場合は、原則として最高学年の会員世帯より互選する。ただし、過去において役員、または地域委員に選出されたことのある会員世帯については、選出しないものとする。
2. 学年委員の選出は、毎年、前年度中に各学年で互選する。ただし、過去において役員、学級委員、または学年委員に選出されたことのある会員世帯については、原則として選出しないものとする。
3. その他、委員の選出に必要な事項は細則に定める。

(兼務と任期)

第15条 本会の役員・地域委員・学年委員、青山中学校PTAの役員・会計監査委員・学級委員・通学委員は、兼務することはできない。

第16条 本会の役員、地域委員、学年委員の任期は、各1か年間とする。

第5章 選挙管理委員会

第17条 本会役員の選挙にあたっては、選挙管理委員会を組織し、選挙及び信任投票に関する事務を処理する。

第18条 選挙管理委員会は、常設部会の委員で組織する。

第19条 この他、選挙管理委員会に必要な事項は、細則で定める。

第6章 常設部会の設置

第20条 常設部会の設置については、次のとおりとする。

1. 本会の活動及び会の運営を円滑にすすめるため、常設部会を設置し、会の目的達成に必要な活動の企画、運営にあたる。
2. 常設部会に関する必要な事項は、細則で定める。

第7章 会議

(会議)

第21条 本会の会議は、総会、委員総会、拡大役員会、役員会とする。

(総会)

第22条 総会は、次のとおりとする。

1. 総会は、全会員をもって構成し、本会の最高議決機関である。
2. 総会は、定期総会と臨時総会とし、会長が召集する。定期総会は毎年、年度当初に開催する。
3. 臨時総会は、委員総会が必要と認めたとき、または、会員の3分の1以上の請求があったとき、会長は召集しなければならない。
4. 総会は、会員の2分の1(委任状を含む)以上の出席で成立することとする。
5. 総会の議事は、出席者の過半数で議決する。
6. 総会に出席することができないときは、委任状をもって出席に代えることができる。
7. 総会の議長は会員より選出し、選出方法については、細則で定める。
8. この他、総会に必要な事項は細則で定める。

(委員総会)

第23条 委員総会は、次のとおりとする。

1. 委員総会は、本会の役員、地域委員、学年委員、及びT委員(教職員)で構成し、総会に次ぐ議決機関である。
2. 委員総会は、本会の運営に必要な事項及び予算補正等について審議、議決する。
3. 委員総会は、会長が必要と認めたとき、または、委員の4分の1以上の請求があったとき開催する。
4. 委員総会は、委員の2分の1(委任状を含む)以上の出席で成立し、議事は、出席者の3分の2以上で議決する。
5. 委員総会の議長は、副会長が務める。
6. この他、委員総会に関する必要な事項は細則で定める。

(役員会)

第24条 役員会は、会長、副会長、庶務、会計、参与で組織し、本会の運営に必要な事項を協議する。

(拡大役員会)

第25条 拡大役員会は、会長、副会長、庶務、会計、参与、常設部会の正・副部長、会計及び顧問で組織し、本会の運営に必要な事項を協議する。

第8章 会計監査

第26条 会計監査は、次のとおりとする。

1. 本会に会計監査員を置き、会計の監査を行う。
2. 会計監査員は、委員総会において会員中より2名を選出し、定期総会に報告する。
3. 会計監査員は年1回以上会計を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。
4. 会計監査員の任期は1か年とし、本会の役員及び地域委員、学年委員が兼務することはできない。
5. 会計監査員の選出方法については、細則で定める。

第27条 会計監査員は必要と認めるとき、委員総会を召集することを会長に請求することができる。

第9章 会計

第28条 本会の会計は、次のとおりとする。

1. 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに当てる。
2. 本会の会員(保護者及び教職員)は、月250円の会費を納入することとする。
ただし、児童が2名以上在学する場合は、2人目から月150円を納入することとする。
3. 本会の会費は、児童が月当たり一日以上在籍する保護者を対象に納入することとする。

第29条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算)

第30条 本会の予算は、次のとおりとする。

1. 本会の予算は、総会の議決を経なければならない。
2. 総会で議決するまでに要する経費の暫定予算は、前年度の委員総会において議決しておくものとする。
3. 暫定予算は、当該年度の予算が成立したときは、失効するものとし、暫定予算に基づく支出があるときは、これを当該年度の予算に基づいてなしたものとみなす。

第10章 個人情報 の 取 り 扱 い

第31条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「青山小学校PTA個人情報取扱方法」に則って適正に運用するものとする。

第11章 細 則

第32条 本会の運営に関し必要な細則は、本会則により委員総会の議決を経て定める。

第12章 会 則 の 改 正

第33条 本会の会則改正は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

付則

- この会則は、平成3年10月12日より施行する。
- この会則は、平成6年6月4日改正し、施行する。
- この会則は、平成9年5月31日改正し、施行する。
- この会則は、平成12年5月20日改正し、施行する。
- この会則は、平成14年5月24日改正し、施行する。
- この会則は、平成20年5月21日改正し、施行する。
- この会則は、平成21年6月3日改正し、施行する。
- この会則は、平成22年5月21日改正し、施行する。
- この会則は、平成25年5月22日改正し、施行する。
- この会則は、平成27年5月19日改正し、施行する。
- この会則は、平成29年5月23日改正し、施行する。
- この会則は、令和元年5月17日改正し、施行する。
- この会則は、令和2年7月26日改正し、施行する。
- この会則は、令和3年6月6日改正し、施行する。